

第9回教育委員会

令和2年8月4日
午後3時30分
大阪市教育センター

案 件

報告第33号

市会提出予定案件（その17）

報告第33号

大阪市教育委員会教育長専決規則第2条第1項に基づき、下記のとおり教育長による急施専決を行ったので、同条第2項の規定に基づき報告する。

記

市会提出予定案件（その17）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、議会の議決を経るべき次の議案について、原案のとおり了承する。

（参考）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抄）

第29条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

議案第129号

学習者用端末及び充電保管庫の取得について（大阪市立西九条小学校ほか91校分）

全児童及び全生徒のＩＣＴを活用した学習を支援するため、次の機器を買い入れる。

- | | | | | |
|---|--------|---------------------------------|--------|---------|
| 1 | 物 | 件 | 学習者用端末 | 35,862台 |
| | | | 充電保管庫 | 990台 |
| 2 | 契約の相手方 | 東京都千代田区飯田橋2丁目18番4号
株式会社 大塚商会 | | |
| 3 | 契約金額 | 2,199,631,632円 | | |
| 4 | 納入期限 | 令和3年3月31日 | | |

令和2年7月28日提出

大阪市長 松井 一郎

説 明

学習者用端末及び充電保管庫を買い入れるため、大阪市財産条例第2条の規定により、この案を提出する次第である。

(参考)

大阪市財産条例（抄）

（議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下法という。）第96条第1項第8号の規定により、市議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格70,000,000円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件10,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

議案第130号

学習者用端末及び充電保管庫の取得について（大阪市立滝川小学校ほか
111校分）

全児童及び全生徒のＩＣＴを活用した学習を支援するため、次の機器を買い入れる。

- | | | | | |
|---|--------|---|--------|---------|
| 1 | 物 | 件 | 学習者用端末 | 47,589台 |
| | | | 充電保管庫 | 1,299台 |
| 2 | 契約の相手方 | 大阪市淀川区宮原3丁目4番30号ニッセイ新大阪ビル
S k y 株式会社 | | |
| 3 | 契約金額 | 2,921,012,820円 | | |
| 4 | 納入期限 | 令和3年3月31日
令和2年7月28日提出 | | |

大阪市長 松 井 一 郎

説 明

学習者用端末及び充電保管庫を買い入れるため、大阪市財産条例第2条の規定により、この案を提出する次第である。

(参考)

大阪市財産条例 (抄)

(議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下法という。)第96条第1項第8号の規定により、市議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格70,000,000円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い(土地については、1件10,000平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

議案第131号

学習者用端末及び充電保管庫の取得について（大阪市立玉造小学校ほか
103校分）

全児童及び全生徒のＩＣＴを活用した学習を支援するため、次の機器を買い入れる。

- | | | | | |
|---|--------|--|--------|---------|
| 1 | 物 | 件 | 学習者用端末 | 36,808台 |
| | | | 充電保管庫 | 1,029台 |
| 2 | 契約の相手方 | 東京都港区芝3丁目8番2号芝公園ファーストビル
リコージャパン株式会社 | | |
| 3 | 契約金額 | 2,205,829,824円 | | |
| 4 | 納入期限 | 令和3年3月31日 | | |

令和2年7月28日提出

大阪市長 松井一郎

説明

学習者用端末及び充電保管庫を買い入れるため、大阪市財産条例第2条の規定により、この案を提出する次第である。

(参考)

大阪市財産条例（抄）

（議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下法という。）第96条第1項第8号の規定により、市議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格70,000,000円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件10,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

議案第132号

学習者用端末及び充電保管庫の取得について（大阪市立真田山小学校ほか108校分）

全児童及び全生徒のＩＣＴを活用した学習を支援するため、次の機器を買い入れる。

- | | | | |
|---|---------|--|---------|
| 1 | 物 件 | 学習者用端末 | 39,629台 |
| | | 充電保管庫 | 1,107台 |
| 2 | 契約の相手方 | 大阪市淀川区宮原3丁目4番30号ニッセイ新大阪ビル
S k y株式会社 | |
| 3 | 契 約 金 額 | 2,432,428,020円 | |
| 4 | 納 入 期 限 | 令和3年3月31日 | |

令和2年7月28日提出

大阪市長 松 井 一 郎

説 明

学習者用端末及び充電保管庫を買い入れるため、大阪市財産条例第2条の規定により、この案を提出する次第である。

(参考)

大阪市財産条例（抄）

（議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下法という。）第96条第1項第8号の規定により、市議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格70,000,000円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件10,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。